

みずかみ農業・最適化推進運動

農委会名：水上村農業委員会

1 地域の概要

水上村は、熊本県の東南端に位置し、東部は宮崎県東臼杵郡椎葉村と児湯郡西米良村、北部は八代市泉町、西部は多良木町及び五木村、南部は湯前町の6町村に接し、総面積190.96km²である。

本村で、まとまった平坦地は、人吉盆地の東北末端部をわずかに占める岩野地区における球磨川と小川内川の合流点一帯のみであり、その他は、中山間地域や棚田及び山林開発による樹園地が占めている。

本地域の第1次産業は、稲作、畜産の複合経営からメロン、イチゴ等のハウス施設園芸が定着化し、基幹作物に成長している。

本地域においては、優良農地の保全や農業基盤の整備を行うなど農業生産性の向上を図るとともに、安定した農業経営の確立に努めることとしている。

しかし同時に、村全体として少子高齢化が進んでおり、担い手・後継者の減少が深刻であるため、新規就農者等の確保を図りつつ、農地の集積・集約化を図っていく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 7人（うち、認定3人、女性1人）
- (2) 推進委員数 5人（うち、認定2人、女性2人）
- (3) 事務局体制 2人（専任1人、専兼1人）

3 掲げた目標

| | |
|--------------------|------|
| 担い手への農地の集積・集約化（新規） | 31ha |
| 耕作放棄地の解消面積 | 1ha |

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

●担い手への農地の集積・集約化

- (1) 水上村産業振興課の水田台帳、農地台帳を照合した上で、担い手への戸別訪問等を行い、集積・利用権設定の依頼を行った。

その際、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和6年度からはこれまでの賃借が行えなくなる旨をお伝えし、農地中間管理機構を活用した賃借の説明を同時に行った。

認定農業者を中心として担い手との意見交換会を開催し、情報の共有を図るとともに地域計画の作成といった、今後対応が必要となる事柄について意見交換を行った。

- (2) 土地改良事業に係る地域の合意形成の促進を図るため、委員が各地域を訪問し情報提供等を行った。

別紙様式①

●耕作放棄地の解消

- (1) 耕作放棄地や転用した農地の確認のため、農地パトロールによる現地調査を実施した後、農地の管理、担い手との利用権設定等の依頼を行った。
- (2) 水上村産業振興課や農業公社と連携を図り、解消に向けた相談等を行った。



【農地パトロールの実施】

5 取り組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

- (1) 担い手への戸別訪問や農地相談により、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積は5haであった。
- (2) 耕作放棄地に関しては、担い手への推進等を図り、0.3haを解消した。
景観作物については、希望者に対しレンゲ、菜種を配布し、遊休農地解消を図った。

6 課題と今後の方針等

- (1) 農業従事者の高齢化及び担い手不足が深刻であり、中山間地であるため優良農地も限られている。そのような状況の中で農地を守るため、今後も集落・地域住民との意見交換や情報共有を図り、耕作放棄地を増やさぬよう努めていく。
そのためにも、地域計画の作成を進め、現状を把握するとともに本村の農地の将来をより一層考えて行く必要がある。
同時に、農地の集積・集約化に関して、農地中間管理機構との連携を一層強化し、農地の賃借も中間管理機構を活用したものへ切り替えていけるよう推進していく。